

教員養成セミナー 11月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第2回◆教育原理
生徒指導・学習評価

講師：大西 圭介

テーマ1

生徒指導提要

次の文は、「生徒指導提要」（平成22年3月 文部科学省）の「第6章 生徒指導の進め方」「Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導」「第7節 インターネット・携帯電話にかかわる課題」の一部である。（ ）に入る適語をそれぞれ選べ。

危険回避に十分注意を払っても、残念ながら児童生徒がトラブルに巻き込まれるおそれは残ります。パソコンや携帯電話などでの誹謗中傷被害のケースを中心に対処方法の概要を説明します。

加害者（発信者）にメールなどで削除を求めても、それに応じるとは限りません。また「ネットの（ ① ）」のために通常は加害者の特定が困難です。このような場合に備えて、後述のとおり通報・相談機関が設けられています。ケースに応じて利用すれば、早期解決の助力になります。それでも解決しなければ、権利侵害を受けた者は、「（ ② ）」によって、発信に用いられた接続プロバイダや掲示板運営者に対し、削除の申し出や、発信者情報の開示を請求できます。ファイル交換ソフトでプライバシー情報を流されたような場合も、発信者情報開示を請求できます。（後略）

テーマ1

『生徒指導提要』

第1章 生徒指導の意義と原理

第1節 生徒指導の意義

1 生徒指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の**人格を尊重**し、**個性の伸長**を図りながら、**社会的資質**や**行動力**を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの**人格のよりよき発達を目指すとともに**、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、**学習指導と並んで**学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

※冊子版では「...よりよい発達を目指すとともに、...」

テーマ1

『生徒指導提要』

第6章 生徒指導の進め方

Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導

第7節 インターネット・携帯電話にかかわる課題

インターネット・携帯電話の普及に伴い、児童生徒の**情報活用能力の育成**が求められています。それらの**使いすぎ**によって児童生徒の生活習慣が崩れるケースや、さらには後述のような深刻なトラブルが発生しています。そのため、生徒指導の面では、**使いすぎ**や学校などへの不必要な持ち込みなどを注意するとともに、利用時の危険回避など情報の正しく安全な利用を含めた**情報モラル教育**が不可欠です。指導の際には、児童生徒自身が、被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さない、という視点が大切です。

ここでは、実際のトラブルの概略と、問題把握時における対応の基本などについて概説します。

第2節までは、早期発見や効果的な指導、発達に関する課題と対応が述べられている。

第3節以降は、飲酒・喫煙・薬物乱用、少年非行など個別の課題について述べられている。

第6章 生徒指導の進め方

Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導

2 違法・有害情報対策

出会い系サイトに関係した児童生徒の被害が高い割合を占めています。そのため、「**出会い系サイト規制法**」は、出会い系サイト事業者や利用者に対する規制を行っています。

これに限らず、アダルトサイト、違法薬物販売サイト、自殺方法に関するサイトなどネット上の違法・有害情報全般から児童を遠ざけるための法律が「**青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律**」です。この法律は、携帯電話事業者、接続プロバイダ、パソコンメーカーに対して違法・有害**情報フィルタリングの提供義務**を課しています。児童生徒が利用する携帯電話はフィルタリングが原則オンの状態で出荷されますが、パソコンの場合は原則オフの状態で出荷されています。この法律では保護者にも責務がありますので、保護者に対し、家庭内で児童生徒も使用するパソコンについて、フィルタリングの利用を呼び掛けることが重要です。

第6章 生徒指導の進め方

Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導

3 メールに関するトラブル被害

アダルトサイトや出会い系サイトの勧誘には**迷惑メール**が使われています。法規制の対象ですが、現時点では根絶できていません。迷惑メールは、架空請求メールなど振り込め詐欺やワンクリック詐欺メールにも使われています。通常のパソコン用メールソフトには迷惑メール対策機能が附属しています。また、大半の接続プロバイダは迷惑メールフィルタリングを提供しています。携帯電話には、更に細かな受信／拒否設定が付いており、通話着信制限機能や夜間利用制限もあります。迷惑メールで困っている児童生徒や保護者に利用を助言しましょう。コンピュータウイルスを媒介するメールも猛威をふるっています。

児童生徒自身が被害を受けるだけでなく、サイバー攻撃などの踏み台にされるおそれもあります。高性能な対策ソフトも無償で提供されていますので、**パソコンには必ず対策ソフトを利用**し、常に最新の内容に保つよう指導しましょう。しかし、これらの機能も完全とはいえません。感染を避けるため**不審なメールを開かない**よう、架空請求などの被害を避けるため不審なメールに返信しないよう、指導することも大切です。

第6章 生徒指導の進め方

Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導

4 被害発生時の対処

危険回避に十分注意を払っても、残念ながら児童生徒がトラブルに巻き込まれるおそれは残ります。パソコンや携帯電話などでの**誹謗中傷被害**のケースを中心に対処方法の概要を説明します。

加害者（発信者）にメールなどで削除を求めても、それに応じるとは限りません。また「**ネットの匿名性**」のために通常は加害者の特定が困難です。このような場合に備えて、後述のとおり通報・相談機関が設けられています。ケースに応じて利用すれば、早期解決の助力になります。それでも解決しなければ、権利侵害を受けた者は、「**プロバイダ責任制限法**」によって、発信に用いられた接続プロバイダや掲示板運営者に対し、**削除の申し出**や、**発信者情報の開示を請求**できます。ファイル交換ソフトでプライバシー情報を流されたような場合も、発信者情報開示を請求できます。加害児童生徒が判明したときは、加害行為を繰り返さないために、安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気づかせ、**ネットでは通信履歴が残る**ので、本当は「**匿名性**」など存在しないことを理解させることが大切です。

テーマ2

いじめ

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日最終改定）に示されている、学校におけるいじめの防止等に関する措置の内容として適切でないものを選べ。

- ① いじめの実態把握のためのアンケート調査等において、児童生徒からの相談があった場合は、必ず学校の教職員等が迅速に対応する。
- ② 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- ③ 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。
- ④ いじめが解消している状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が1か月以上止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。

テーマ2

いじめの定義

「一定の人的関係」とは、
学校の内外を問わない

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

テーマ2

いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

6 いじめの理解

いじめは、**どの子供にも、どの学校でも、起こりうる**ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「**暴力を伴わないいじめ**」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「**暴力を伴わないいじめ**」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「**暴力を伴ういじめ**」とともに、**生命又は身体に重大な危険**を生じさせうる。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、**児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等**のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、**規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり**を行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、**傍観者**とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、**互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる**。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ii) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、**大人が気づきにくく判断しにくい**形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、**いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知すること**が必要である。

このため、**日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築**等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は**定期的なアンケート調査**や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては**多大な勇気を要する**ものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

iii) いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、**学校いじめ対策組織**に対し当該いじめに係る情報を報告し、**学校の組織的な対応**につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、**いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。**

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、**毅然とした態度で指導**する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

iii) いじめに対する措置 (続き)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

iii) いじめに対する措置 (続き)

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、**被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する**。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

テーマ3

不登校

次の文は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「不登校児童生徒」の定義である。（ ）に入る適語の組み合わせとして適切なものを選べ。

「不登校児童生徒」とは、「何らかの（ ① ）、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間（ ② ）日以上欠席した者のうち、病気や（ ③ ）理由による者を除いた者」と定義しています。

- ア ①家庭の事情 ②30 ③経済的な
 ウ ①心理的 ②30 ③経済的な
 オ ①心理的 ②60 ③経済的な

- イ ①家庭の事情 ②60 ③精神的な
 エ ①心理的 ②20 ③精神的な

次の文は、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日 文部科学省）の一部である。（ ）に入る適語をそれぞれ選べ。

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「（ ① ）」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や（ ② ）等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、（③）な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや（④）、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

テーマ3

不登校児童生徒とは

不登校の定義

連続又は断続して年間30日以上欠席し、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」もの。

テーマ3

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

1 基本的な考え方

(1)支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「**学校に登校する**」という**結果のみを目標にするのではなく**、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。

1 基本的な考え方

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

テーマ4

教育評価

次の表は、教育評価に関わる用語について説明したものである。
 () に入る適語をそれぞれ選べ。

用語	説明
(①)	学習指導場面において実際の指導に先立って、前提となる既習事項の理解や技能の定着など、児童生徒の現況、実態を確かめ、最適の指導方法等を準備するために行われる評価。
(②)	学習者のパフォーマンスの質を評価するために用いられる評価基準のことであり、成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を記した記述語から成る。
(③)	単元終了時・学期末・学年末という広い範囲について、長期間にどれだけの教育成果が得られたか、どれだけ習得目標が達成されたか、その学習成果をまとめる目的で行う評価。
(④)	授業中、授業後、小単元終了時など、ある単元の授業を進める過程で、途中の学習状況を教師及び学習者にフィードバックし、学習者の学力形成に利用する目的で行う評価。
(⑤)	「期待効果」とも言われ、教師の生徒に対する期待や態度の生徒への影響に関連して、必ずしも教師自身が意識していなくても、生徒への積極的・肯定的態度が生徒の成長にプラスに影響することを示す言葉。

教育評価について説明した文として適切でないものを選び。

- ① 教育評価の目的は、教師の指導と子どもたちの学習活動の改善を目指すために行うものであるということができる。
- ② 「5段階相対評価」に対しては、どんなに指導しようとも「1」や「2」を付ける子どもが存在することや、排他的な競争が常態化するという批判がある。
- ③ 「到達度評価」は相対評価の一種で、学力内容としての「到達目標」を評価規準とすることによって、どのような学力が形成されたか否かを明らかにすることができる。
- ④ 「個人内評価」とは、心身の特性の個人差を他人との比較ではなく、個人としてその特徴を捉えるものであり、例えば、時間経過を追って、個人のある特性についての進歩の状況、発達変容を明らかにする方法などがある。

テーマ4

教育評価に関わる用語

用語	説明
絶対評価	教師が設定した教育目標に照らして、指導の結果を評価する評価。
到達度評価	到達目標に照らし合わせて、 指導の成果を判断 する。絶対評価のうちのひとつ。
診断的評価	入学時などの段階において、学習者がどの程度の実力を有しているのかを測るために行う評価。
形成的評価	学習指導の途中において実施 し、それまでの指導内容を学習者がどの程度理解したかを評価する。教師はこの情報を元に指導の計画を変更や、学習者の理解が足りない部分について、あるいは理解の足りない学習者に対して補充的な指導を行う。
総括的評価	学期や学年の最終的な評価のために行う評価。
相対評価	評語・評価点ごとの全体の分布率を示して、個人の評価結果を決める評価。組織内で、他者と個人を比較評価できる。
個人内評価	学習者一人一人に評価基準を置く方法。どの程度努力したのかを評価する。
パフォーマンス評価	課題に対して、実際の振る舞いや作品を評価する方法。
ポートフォリオ	生徒たちが学習過程で残したレポートや試験用紙、活動の様子を残した動画や写真などを、ファイルに入れて保存する評価方法。
ルーブリック	学習者のパフォーマンスの質を評価するために用いられる評価基準をいう。パフォーマンスの質に応じて段階を付けて評価することができる。
ピグマリオン効果	「期待効果」とも言われ、 教師の生徒に対する期待や態度の生徒への影響 に関連して、必ずしも教師自身が意識していなくても、生徒への積極的・肯定的態度が生徒の成長にプラスに影響することを示す。

テーマ5

学習評価

過去の良問③（神奈川県／横浜市／川崎市／相模原市 2020）

次の記述は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日文部科学省）「1. 学習評価についての基本的な考え方」からの抜粋である。（ ）に入る適語の組み合わせとして正しいものを選べ。

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて（ア）かつ（イ）に教育活動の質の向上を図る（ウ）の中核的な役割を担っていること。

テーマ5

文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）

1. 学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「**学習指導**」と「**学習評価**」は**学校の教育活動の根幹**であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「**カリキュラム・マネジメント**」の**中核的な役割**を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

次は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日 文部科学省）に示されている「2. 学習評価の主な改善点について」の一部である。

（ ）に入る適語の組み合わせとして正しいものを選べ。

(1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「（ ① ）、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の（ ② ）を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。

その際、「（ ① ）、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず、

（ ③ ）等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観pointsの趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を（ ④ ）しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと。

2. 学習評価の主な改善点について

(1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観pointsの趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、**自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとした。**